

# 株式会社東京建築検査機構 構造計算等ピアレビュー業務規程

## 第 1 章 総 則

### (趣 旨)

第 1 条 この構造計算等ピアレビュー業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社東京建築検査機構（以下「T.B.T.C.」という。）が、申込者の依頼に基づき行う構造計算等ピアレビュー（以下「レビュー」と言う。）業務の実施について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第 2 条 本規程における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) レビュー業務 建築物及び工作物の構造計算書について建築基準法令その他の技術的基準等に照らし、一般図、構造図、構造計算書の整合を判定すること。

### (レビュー業務の実施の基本方針)

第 3 条 レビュー業務は、建築基準法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令その他の技術的基準によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

### (レビュー業務を行う時間及び休日)

第 4 条 レビュー業務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日並びに土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第 1 項のレビュー業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に T.B.T.C. と申込者との間においてレビュー業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

### (事務所の所在地及びその業務区域)

第 5 条 レビュー業務の事務所の所在地は、東京都中央区東日本橋 1 丁目 1 番 4 号とし、その業務区域は、日本全国とする。

2 T.B.T.C. の代表者、担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工を行う住宅に係るレビュー業務は行わない。

### (業務の対象)

第 6 条 レビュー業務の対象は別表 1 に定めるとおりとする。

## 第2章 レビュー業務の実施方法

### 第1節 申込手続き

#### (レビューの申込)

第7条 申込者は、レビューの申込に際し、構造計算等ピアレビュー申込書（別記 T.B.T.C.様式）及び構造計算等ピアレビュー申込要領に定める図書（以下「レビュー用提出図書」という。）を、定められた期日までに提出するものとする。

2 前項の申込を、電子情報処理組織（T.B.T.C.の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）により行うことができることにする場合は、その方法を別記に定めることとする。

#### (レビュー申込の受理等)

第8条 T.B.T.C.は、前条のレビューの申込があったときは、次の事項について不備等がないことを確認する。

(1) レビュー用提出図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(2) 申込内容に明らかな瑕疵がないこと。

2 前項の規定において、レビュー用提出図書に不備等を認めた場合で、補正の余地のないときは受理できない理由を説明し、これらの図書を申込者に返還する。また、相当期間を定めて補正を求め、当該期間内に補正されないときも同様とする。

3 第1項において不備等がないことを確認できた場合又は前項において補正された場合には、T.B.T.C.は、承諾書（別記 T.B.T.C.様式）を申込者に交付する。この場合、申込者と T.B.T.C.は別に定める「構造計算等ピアレビュー業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとす。なお、構造計算等ピアレビュー申込書に承諾印を押印したものの写しをもって、承諾書に代えることができるものとする。

4 申込者が、正当な理由なく、レビュー等に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、T.B.T.C.は業務約款に従って前項の契約を解除することができる。

#### (業務約款に盛り込むべき事項)

第9条 業務約款には、業務期日、契約当事者の基本的債務に関する事項、契約の解除に関する事項及び秘密保持に関する事項を定めることとする。

### 第2節 レビューの実施方法

#### (レビューの実施方法)

第10条 T.B.T.C.は、レビューの申込を引き受けたのち速やかに、第15条に定めるレビュー委員会より委員を選任し（以下「レビュー委員」という。）レビューを実施する。なお、申込者の要望によりレビュー委員会に諮ることができる。

2 レビュー委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

3 レビュー委員会又はレビュー委員は、レビュー用提出図書をもってレビューを行う。この場合においてレビュー用提出図書に含まれる試験データは、適切な能力を持つ試験機関又は試験設備を用いて適切な方法により実施した試験により得られたものとする。

4 レビュー委員会又はレビュー委員は、レビュー上必要があるときは、レビュー用提出図書に関し申込者に説

明を求めるものとする。

#### (レビュー報告書の交付)

第 11 条 レビュー委員会又はレビュー委員は、レビューの結果、建築基準法令その他の技術的基準等に照らして適切な性能を有しているものと認めるときはレビュー経過報告書をもって T.B.T.C. に報告するものとする。

2 T.B.T.C. は、前項の報告に基づき構造計算等ピアレビュー報告書(別記 T.B.T.C. 様式)を申込者に交付するものとする。

3 レビュー委員会又はレビュー委員は、構造計算等ピアレビューの結果、申込に係る内容が第 1 項の基準に適合せず、かつ、当該不適合事項が是正される見込みがないと認めるときは、その旨及びその理由を T.B.T.C. に報告するものとする。

4 T.B.T.C. は、レビュー委員会又はレビュー委員から前項の報告があったときは、その理由を付した通知書(別記 T.B.T.C. 様式)をもって申込者に通知するものとする。

#### (レビューの申込の取下げ)

第 12 条 申込者は、申込者の都合により構造計算等ピアレビュー報告書の交付前にレビューの申込を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(別記 T.B.T.C. 様式)を T.B.T.C. に提出する。

### 第 3 章 レビューに係る手数料

#### (レビュー手数料の収納)

第 13 条 T.B.T.C. は、レビュー申込の引受け契約を締結した時は、別に定める手数料の請求書を申込者に対して発行する。

2 申込者は、レビューに係る手数料を指定期日までに金融機関に振り込みにより T.B.T.C. に納入するものとする。ただし、申込者の要望により T.B.T.C. が認める場合には、別の収納方法によることができる。

3 前項において、振り込みにより納入する場合の費用は申込者の負担とする。

#### (構造計算等ピアレビュー手数料の返還)

第 14 条 収納したレビューに係る手数料は返還しない。ただし、T.B.T.C. の責に帰すべき事由によりレビューが実施できなかった場合には、この限りでない。

### 第 4 章 レビュー委員会

#### (レビュー委員会の構成)

第 15 条 レビュー委員会は、レビュー委員をもって構成し、委員長を置く。

2 レビュー委員会には、必要に応じて、副委員長を置くことができる。

3 レビュー委員会には事務局を置く。

#### (レビュー委員の選任)

第 16 条 T.B.T.C. の代表者は、レビュー業務を実施させるため、学識経験者等で該当分野に精通するものを構造レビュー委員として選任する。このレビュー委員は別に T.B.T.C. が定める「耐震診断・耐震改修等評定業務規程」において選任した評定員と同じものとする。

2 前項のレビュー委員は、T.B.T.C. 職員から選任するほか T.B.T.C. 職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

**(レビュー委員の解任)**

第 17 条 T.B.T.C.代表者は、レビュー委員が次のいずれかに該当する場合は、レビュー委員を解任する。

- ( 1 ) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他レビュー委員としてふさわしくない行為があったとき。
- ( 2 ) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

**第 5 章 雑 則****(秘密保持義務)**

第 18 条 T.B.T.C.の役員及びその職員並びにこれらの者であった者(委嘱に基づくレビュー委員を含む。)はレビュー業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

**(業務の実施体制)**

第 19 条 レビュー業務を統括管理するために担当役員を置くとともに、レビュー業務に係る事務処理等を行うために性能評価事業部を置くものとする。

- 2 レビュー業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。
- 3 レビュー委員及びレビュー業務に従事する職員は、自己が関係する個人、企業、団体等が申込む案件に係るレビュー業務を行わないものとする。

**(帳簿及び図書の保存期間)**

第 20 条 保存期間は次のとおりとする。

文 書 区 分	保 存 期 間
( 1 ) 構造計算等ピアレビュー業務帳簿	T.B.T.C.がレビュー業務を廃止するまで
( 2 ) 構造計算等ピアレビュー用提出図書	構造計算等ピアレビュー書交付後 10 年又は T.B.T.C.がレビュー業務を廃止するまで
( 3 ) 構造計算等ピアレビュー報告書	構造計算等ピアレビュー報告書交付後 10 年又は T.B.T.C.がレビュー業務を廃止するまで

**(書類の管理及び図書の保存方法)**

第 21 条 レビュー中のレビュー用提出図書は、レビューのため特に必要ある場合を除き原則として事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。

- 2 前条に掲げる帳簿、図書等は、事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保存する等確実、かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。
- 3 前項の保存は、前条第 1 号に規定する台帳への記載事項並びに第 2 号及び第 3 号に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの保存にて行うことができる。

**(事前相談)**

第 22 条 T.B.T.C.に構造計算等ピアレビューを申しようとする者は、申込に先立ち、T.B.T.C.に事前に相談をすることができる。

(附則)

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。

別表 1

レビュー業務の対象
高さが 60m 以下の保有水平耐力計算又は限界耐力計算を用いた建築物（免震を除く）及び工作物
高さ 31m 以下の許容応力度計算を用いた建築物（免震を除く）及び工作物
免震構造（大臣認定を要しないが第三者による証明を行う免震構造）